

国のQ & Aに対する補足

1	問	介護サービス事業所等からの計画書及び実績報告書の提出受付開始時期・提出期限はいつか。
	国回答	各書類の提出受付開始時期・提出期限については、 <u>各都道府県において、事業スケジュールを踏まえ、適切に設定することとしている。</u>
	県回答	<p>愛知県では、申請から実績報告までについて、AパターンとBパターンを設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aパターンでは、基準月を12月とし、1月10日の請求データに基づいて補助額を算出します。Aパターンでは、2月に申請、4月に補助金の支払いを予定しています。 ・Bパターンでは、基準月を12月から3月までのいずれかとし、4月10日までの請求データに基づいて補助額を算出します。Bパターンでは、4月に申請、6月に補助金の支払いを予定しています。

2	問	補助額により賃金改善や職場環境改善を行う場合、いつまでに行う必要があるのか。
	国回答	<p>令和8年3月末までに補助金の支給を受けた場合、令和7年12月から令和8年3月末までの間に賃金改善や職場環境改善を行う必要がある。令和8年4月以降に補助金の支給を受けた場合、令和7年12月から<u>各自治体が定める実績報告書の提出の期限までの間</u>に行う必要がある。</p> <p>なお、賃金改善は、介護サービス事業所等に対する緊急支援という補助金の趣旨を鑑み、可能な限り速やかに実施していただきたい。</p>
	県回答	愛知県では、Aパターンは6月から、Bパターンは8月から実績報告の受付を予定しています。

3	問	本事業の対象となる介護サービス事業所等の整理及び対象事業所等が基準月を選択するに当たっての考え方如何。
	国回答	<p>本事業は、原則、令和7年12月にサービスを提供している介護サービス事業所等を対象とし、これらの事業所等における基準月は、原則、令和7年12月とする。その上で、<u>都道府県の事業実施スケジュール</u>によっては、以下の例外的な取扱いが可能となる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月にサービスを提供している介護サービス事業所等について、大規模改修や感染症まん延等のやむを得ない事情により令和7年12月の報酬が著しく低い場合や、令和7年12月サービス提供分が月遅れ請求となった場合、介護サービス事業所等の判断で令和7年12月から令和8年3月までのいずれかの月を基準月として選択すること。 ・令和8年1月から3月までに新規開設された介護サービス事業所等を事業の対象とすること。この際、基本的に初回サービス提供月を基準月とすることを想定しているが、初回サービス提供月のサービス提供日数が著しく少ない等の場合には、介護サービス事業所等の判断で初回サービス提供月から令和8年3月までの間の別の月を基準月として選択することは差し支えない。 なお、これらの例外的な取扱いにより、令和8年1月から令和8年3月までのいずれかの月を基準月とする場合においても、申請事務の円滑化のため、その際、都道府県にその事由を届けることは不要とする。 <p>上記のとおり、<u>都道府県により対応が異なる場合があるため、各都道府県の実施要綱等を確認されたい。</u></p>
	県回答	<p>愛知県では、申請時期について、AパターンとBパターンを設定しておりますが、いずれのパターンも基準月は原則12月です。ただし、Bパターンでは次の場合は、12月以外の月を選択することができます。</p> <p>(1)12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して低い事業所 (2)令和8年1月～3月に開設した事業所 なお、Aパターンは12月しか選択できません。</p> <p>補助金の額の算出に当たり、Aパターンでは1月10日請求をベースにしており、Bパターンでは4月10日までの請求をベースにしています。</p> <p>そのため、例えば、Aパターンで申請した場合に、12月に100人に対してサービスを提供したにも関わらず、1月10日に80人分の請求しか行っていない場合は、その80人分の請求をベースに補助金の金額が算出されます。このとき、後日、Bパターンで20人分を<u>追加申請することはできませんので、Aパターンでの申請にあたっては、12月サービス提供分の請求（1月10日請求分）の審査が通っていることを「介護給付費等支払決定額通知書」（※）等で確認した上で、本補助金の申請をしてください。</u></p> <p>Bパターンの請求も同様に、「介護給付費等支払決定額通知書」等で基準月の請求を確認した上で、本補助金を申請してください。なお、4月10日の時点で、<u>基準月の請求が取り下げられた場合は、取り下げられた後の額をベースに補助金の金額が算出されます。</u></p> <p>3月サービス提供分は、最短で4月10日請求となり、申請期限までに「介護給付費等支払決定額通知書」を確認することができません。基準月を3月とすることを否定するものではありませんが、基準月を申請受付後に変更することはできないので、慎重に判断してください。</p> <p>※「介護給付費等支払決定額通知書」：請求月の翌月上旬に、国保連から送付されます。</p>

	問	月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、いつまでに生じ、いつまでに審査支払機関により受理されたものについて反映されるのか。
	国回答	事業実施スケジュール等は都道府県により異なるため、都道府県の実施要綱等を確認されたい。
4	県回答	<p>愛知県では、申請について、AパターンとBパターンを設定しています。</p> <p>Aパターンでは、基準月を12月とし、1月10日の請求データに基づいて補助額を算出します。そのため（12月サービス提供分は最短で1月10日請求なので）、Aパターンでは、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分は反映されません。</p> <p>例1)</p> <p>12月に100人に対しサービス提供をした場合に、1月10日に80人分しか請求できなかったときは、80人分の請求をベースに補助金の算出がされる。追加で残りの20人分の補助額を追加することはできない。</p> <p>一方、Bパターンでは、4月10日までの請求をベースに補助額を算出します。そのため、4月10日までの過誤調整の額が反映されます。</p> <p>例2)</p> <p>12月を基準月とし、12月に100人に対しサービス提供をした場合に、1月10日に80人分しか請求できなかったときであっても、4月10日までに残りの20人分について月遅れ請求すれば、100人分の請求をベースに補助額の算出がされます。</p> <p>例3)</p> <p>12月を基準月とし、12月に100人に対しサービス提供をした場合に、1月10日に100人分請求していたとしても、12月サービス提供分100人分の請求を取り下げ、その後、4月10日までに再請求を行わなかったときは、0人分の請求をベースに補助額の算出がされます（補助額は0円となります。）。</p> <p>※説明の便宜上、「請求」としていますが、請求しても審査が通らなかった場合は、補助額算出のベースに含まれません。</p>

【愛知県版】介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ & A（令和8年2月6日版）

1	問	介護予防支援事業所である地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所は、当該委託分について補助金の対象となるか。
	回答	ならない。 当該委託分に係る介護報酬は介護予防支援事業所が請求しているため、当該介護予防支援事業所の申請に基づき介護予防支援事業所の補助金として交付される。
2	問	介護予防支援事業所である地域包括支援センターが本補助金の交付を受けた場合に、本補助金を原資とする「賃金改善」として居宅介護支援事業所への委託料を上乗せすることは可能か。
	回答	国に確認中
3	問	法人の役員について、「賃金改善」の対象に含まれるか。
	回答	国に確認中